

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第496号
令和5年3月27日
宮城県警察本部長

犯罪被害者等及び関係者に対するカウンセリング費用の公費負担要領の一部改正について（通達）

犯罪被害者等及び関係者に対するカウンセリング費用の公費負担制度については、「犯罪被害者等及び関係者に対するカウンセリング費用の公費負担要領の一部改正について（通達）」（平成31年2月12日付け宮本務第270号）により運用してきたところであるが、この度、犯罪被害者等及び関係者に対するカウンセリング費用の公費負担要領を別添のとおり改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 公費による負担費用の上限を撤廃した。
- (2) 公費による負担の1人当たりの回数上限を撤廃した。
- (3) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 留意事項

この通達による犯罪被害者等及び関係者に対する公費負担は、犯罪被害の発生日を問わず、この通達の施行期日以降に精神科医等の医師、公認心理師又は臨床心理士（以下「実施者」という。）に初めて受診した犯罪被害者等又は関係者に提供した精神的ケアに係る費用について適用し、同日前に実施者に初めて受診した犯罪被害者等又は関係者に提供した精神的ケアに係る費用については、なお従前の例による。

別添

犯罪被害者等及び関係者に対するカウンセリング費用の公費負担要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者、その家族若しくは遺族（以下「犯罪被害者等」という。）又は犯罪被害の事実を知り得る立場にある者その他の関係者（以下「関係者」という。）が犯罪被害後に精神科医等の医師、公認心理師又は臨床心理士に受診し、カウンセリング等を受けた際の費用を公費により負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の対象者

公費による負担の対象者は、宮城県警察指定被害者支援要員制度実施要領で定める身体犯に係る事件、重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件の犯罪被害者等及び関係者であって、精神的被害が大きく、早期に精神科医等の医師、公認心理師又は臨床心理士による精神的ケアが必要であると警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が認めたもの（以下「対象者」という。）とする。

3 対象者の認定

(1) 警察署長又は宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、対象者として精神的ケアの必要があると判断したときは、警務課長にカウンセリング費用対象事案報告書（別記様式第1号）により報告するものとする。

(2) 警務課長は、犯罪被害者等が次に掲げる事由に該当する場合は、対象者として認定しないものとする。ただし、公費による負担を行わないことが社会通念上適切でないとして認められる特段の事情（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第8条第1項の特段の事情という。以下同じ。）がある場合は、この限りでない。

ア 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第2条第1号の「夫婦又は直系血族」に当たるとき。

イ 犯罪被害者等と加害者との関係が規則第3条の「加害者が財産上の利益を受けるおそれ」があると認められるとき。

ウ 規則第4条第1号の規定による「犯罪行為への教唆又は幫助」が認められるとき。

エ 規則第4条第2号に規定する「犯罪行為を誘発する行為」が認められるとき。

オ 規則第4条第3号に規定する「犯罪行為に関して著しく不正な行為」が認められるとき。

カ 規則第5条第1号の規定による「犯罪行為の容認」が認められるとき。

- キ 規則第5条第2号の規定による「暴力的組織への所属」が認められるとき。
- ク 規則第5条第3号に規定する「犯罪行為に対する報復」が認められるとき。
- ケ 規則第10条の規定により「社会通念上適切でない事情」が認められるとき。
- コ 犯罪被害者等の申告が虚偽と認められるとき。
- サ 加害者の行為が正当防衛、緊急避難又は正当行為に当たるとき。
- シ 犯罪被害者等が公費による負担を希望しないとき。

(3) 警務課長は、対象者の認定判断を行い、その判断結果を警察署長等に回答するものとする。

4 公費負担の範囲

- (1) 精神科医等の医師、公認心理師又は臨床心理士（以下「実施者」という。）が対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた場合の、初診料又は再診料（選定療養費を含む。）、診療料、入院料、投薬料、心理検査料及びカウンセリング料の費用（以下これらを「カウンセリング費用」という。）とする。
- (2) 公費による負担の金額及び回数は、制限しないものとする。
- (3) 公費による負担の対象期間は、犯罪被害後に通院等した初診日から原則として3年間を限度とする。

5 公費負担の手続

(1) 対象者及び医療機関等に対する説明

- ア 警察署長等は、対象者に対し、カウンセリング費用を公費により負担することができる旨を説明するものとする。
- イ 警察署長等は、対象者が実施者からカウンセリング等を受けたとき、又は受けようとするときは、当該実施者又はその所属機関（以下「医療機関等」という。）に対し、対象者が支払う費用のうち、カウンセリング費用を公費により負担することができる旨を説明するものとする。

(2) 対象者からの申請等

- ア 警察署長等は、対象者がカウンセリング費用の公費による負担を求めたときは、申請書（別記様式第2号）により申請させるものとする。
- イ 対象者が既に医療機関等にカウンセリング費用を支払っているときは、前記アの規定による申請に併せて、当該医療機関等が発行した領収書及び請求内訳書又は明細書が添付された請求書（別記様式第3号）により請求させるものとする。

(3) 医療機関等からの請求

警察署長等は、医療機関等からカウンセリング費用の公費による負担を求められたときは、請求内訳書又は明細書が添付された請求書（別記様式第4号）又は当該医療機関等に備え付けられている請求書により請求させるものとする。

6 対象者から提出された申請書等の警察本部への送付

警察署長等は、対象者から前記5-(2)の規定による申請等がなされたとき、又は

医療機関等から前記5-(3)の規定による請求がなされたときは、速やかに、当該申請等又は請求に係る書類の写しを警務課長に送付するものとする。

7 カウンセリング費用を公費により負担しない場合

対象者として認定後に、前記3-(2)に掲げる事由があることが判明した場合は、当該カウンセリング費用を公費により負担しないものとする。ただし、公費による負担を行わないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。

8 運用上の留意事項

- (1) 性犯罪の被害者にカウンセリング費用を公費により負担することができる旨の説明をするときは、被害者の希望する性別の警察職員に立ち合わせるなど、被害者の心理的な負担の軽減に努めるものとする。
- (2) 犯罪被害者等及び関係者が少年の場合には、必要に応じて当該少年の保護者（父母がいずれも死亡した場合にあつては、当該少年の親族）に、公費による負担に関する説明をするものとする。
- (3) 警察署長等は、この要領の適正かつ積極的な運用を図るため、所属職員に対する教養を行うとともに、必要に応じて、犯罪被害者等及び関係者に係るカウンセリング費用を公費により負担することができる旨を医療機関等に周知するものとする。
- (4) 医師が保険診療として実施する診察の診療料については、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）で定める重傷病給付金として支給対象となり得る場合があるので、注意すること。

年 月 日

警務部警務課長 殿

長

カウンセリング費用対象事案報告書

事 件 名			
発 生 日 時	年	月	日 午前・後 時 分頃
犯 罪 被 害 者 等	住 居 職 業 氏 名 生年月日	電 話	年 月 日生 (歳) 男・女
事 案 概 要 及 び 実 施 理 由			
カウ ン セ リ ン グ を 受 け る 者	住 居 職 業 氏 名 生年月日 犯罪被害者等との関係等	電 話	年 月 日生 (歳) 男・女
精 神 的 被 害 の 状 況			
署 (隊) 担 当 者	課	係 階 級	氏 名 (警 電)
本 部 判 断	回 答 可・否	回 答 日	年 月 日
備 考			

申 請 書

年 月 日

殿

申 請 者

住 所

氏 名

私は、この度の犯罪被害に伴い、

カウンセリング費用

の公費負担による支援を申請します。

また、この申請に係る公費負担手続のため、警察機関からカウンセリングを実施した医療機関等へ照会することに同意します。

